三　法第五条の四第一項の規定による技能検定	イ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者	○						○
	ロ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けていない者	○	○	○				○
四　法第七条の三第一項の規定による許可の更新		○		○	○			○
五　法第九条の五第二項の規定による射撃教習を受ける資格の認定	イ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者	○		○	○			○
	ロ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けていない者	○	○	○				○
六　法第九条の十第二項の規定による射撃練習を行う資格の認定	イ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者	○		○	○	○		○
	ロ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けていない者	○	○	○				○

備考　一　○印は、許可等を受けようとする者欄の区分ごとに、申請書に添える（講習修了証明書、合格証明書、教習修了証明書、技能講習修了証明書及び許可証については、提示する）書類を示すものとする。

二　講習修了証明書とは、法第五条の三第二項の講習修了証明書をいう。

三　合格証明書とは、法第五条の四第二項の合格証明書をいい、教習修了証明書とは、法第九条の五第五項の教習修了証明書をいう。

四　技能講習修了証明書とは、法第五条の五第二項の技能講習修了証明書をいう。

五　許可証とは、許可を受けようとする者が現に交付を受けている法第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可に係る許可証をいう。

六　やむを得ない事情を明らかにした書類とは、令第十四条各号に掲げるやむを得ない事情により法第七条の三第二項の規定による許可の更新を受けることができなかつた事情及び当該事情がやんだ日から起算して一月を経過していないことを明らかにした書類をいう。

七　使用実績報告書は、別記様式第七十七号のとおりとする。

八　経歴書は、別表第一の別記様式のとおりとする。

九　外国人にあつては、戸籍抄本及び住民票の写しに代えて、外国人登録証明書の写し又はこれに類する書類を提出するものとする。

十　戸籍抄本、住民票の写し及び経歴書（以下「戸籍抄本等」という。）については、合格証明書又は教習修了証明書の交付を受けた日から起算して一年を経過していない者が、法第五条の四第一項の規定による技能検定又は法第九条の五第二項の規定による射撃教習を受ける資格の認定に係る申請書を提出した都道府県公安委員会に対し、法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可又は法第九条の十第二項の規定による射撃練習を行う資格の認定に係る申請書を提出する場合であつて、既に提出した戸籍抄本等の内容に変更のないときは、当該申請書にその旨を記載して添付を省略することができる。

別表第１の別記様式

（表）

経　歴　書

年　月　日

申請人氏名　㊞

職歴		住所歴	
期間	勤務先・職務内容	期間	住所
年　月　日から 年　月　日まで		年　月　日から 年　月　日まで	
年　月　日から 年　月　日まで		年　月　日から 年　月　日まで	
年　月　日から 年　月　日まで		年　月　日から 年　月　日まで	
年　月　日から 年　月　日まで		年　月　日から 年　月　日まで	
年　月　日から 年　月　日まで		年　月　日から 年　月　日まで	